

## 子どもの権利に関する広報活動一覧

手段	対象	大人		子ども		職員、教員	
		種類・実績等	ねらい	種類・実績等	ねらい	種類・実績等	ねらい
広報物		◎パンフレット： 高等学校を中心に10,000部配布	条例が目指すこと、条例の特徴の説明など、条例について広く理解を求める。	◎小学校高学年向けパンフレット： 新小学4年生を中心に21,000部配布	子どもの権利の考え方及び条例の周知を図る。	◎条文解説： 新採用職員及び教員全員に配布するとともに、ホームページへ掲載	条文の逐条解説や子どもの権利についてのQ&Aを掲載するなど条例の理解を深める。
		◎チラシ（条例）： 新小学1年生の保護者を中心に18,000部配布		◎中学生向けパンフレット： 新中学1年生を中心に18,000部配布		◎子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるためのガイドライン&手引き： 庁内に配布するとともに、庁内ホームページへ掲載	
		●チラシ（アシストセンター）： 出前講座やイベント等を中心に6,700枚配布	子どもアシストセンターの周知とともに活動内容の周知を図る。	●カード（アシストセンター）： 小中学校児童生徒全員に167,000部配布	子どもアシストセンターの周知、活動内容の周知を図る。	◆子どもの権利に関する指導の手引「実践編」： 全教員へ配布（幼稚園、小学校用4,500部、中学校、高等学校用3,300部）※21年度	条例の趣旨を生かした教育活動の一層の充実が図られるよう、各学校における子どもの権利を踏まえた指導の支援。
		●ポスター： 小中高等学校、地下鉄掲示板、児童会館等3,000部作成	子どもアシストセンターの周知を図る。	●リーフレット： 新小学1・4年生、新中学1年生を中心に60,000部配布		◆子どもの権利に関する教職員向け研修資料： パワーポイントで作成した資料を全市立幼稚園と学校に配布	
		◎ニュースレター： 「子どもの権利ニュース」を年2回発行し、PTAや地域関係者に配布（各6,400部作成）	子どもの権利の理解促進及び子どもの参加に向けた動機づけを行い、生活の場における子どもの権利の浸透を図る。	◎ニュースレター： 「子ども通信」を年2回発行し、小中学校、児童会館等に配布（各5,000部作成）	具体的な実践例を中心に取上げることで、体験活動への参加意欲を高める。		
		●ニュースレター： 「あしすと通信」を年2回発行し、全小中学生の保護者を中心に配布。（各163,000部）	子どもアシストセンターの活動内容を周知するとともに、子どもをめぐる問題等について情報提供し、権利侵害に係る問題意識の醸成を図る。	◎ニュースレター： 「子ども議会通信」を年3回発行し、小中高等学校等に配布（各8,000部作成）	子ども議会の活動を紹介することにより、子ども議会を含めた体験活動への参加意欲を高める。		
		◆子どもの権利に関する保護者向け啓発資料： パワーポイントで作成した資料を全市立幼稚園と学校に配布	主に保護者を対象として、子どもの権利の理念について正しい理解を図る。	◎子ども向け啓発資料： 未定	より早期の段階から、子どもの権利の考えについて触れ、将来の理解促進につなげる。		
		◎（仮称）子ども参加ガイドライン： ※平成22年度は原案の作成のみ	子どもの参加の代表的な事例や考え方を示し、地域における子どもの参加の取組を支援する。				

◎ 子ども未来局（子どもの権利推進課）

● 子ども未来局（子どもアシストセンター）

◆ 教育委員会（指導担当）

手段	対象	大人		子ども		職員、教員	
		種類・実績等	ねらい	種類・実績等	ねらい	種類・実績等	ねらい
講座等		◎出前講座： 地域関係者、各種団体、子育てサロンの利用者等を対象に合計22回実施	職員が直接、生の声を聞くことにより、寄せられた意見や提言などを事務や事業の見直しに役立てる。	●あしすと子ども出前講座： 児童会館を利用する子どもを対象に、合計21回実施	子どもアシストセンターの相談員が直接、相談方法等について紹介することにより、親しみを持ってもらう。	◎子どもの権利推進アドバイザー： 子ども未来局、各局区等において合計9回実施	市政における子どもの参加のより一層の推進を図るため、個別の事業等に対する助言等をいただく。
		●あしすと出前講座： PTA、地域関係者、各種団体等を対象に合計27回実施	相談・救済スタッフが直接市民と対話することにより、機関に親しみを持ってもらうとともに、権利擁護の大切さについての理解促進を図る。	◎●出前授業： ※平成23年度より本格的に実施を予定。22年度は、試行的に1校で実施	職員が子どもの参加等の具体的な事例について、分かりやすい授業を行い、子どもの権利についての理解を深める。	◆教員研修（新任管理職）： 新任校長、副校長を対象に実施し、校長61名、副校長2名が参加	学校における子どもの権利の理念を生かした教育活動のより一層の充実を図る。
		◎子どもサポーター養成講座： 主に子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、5回の講座を開催。延べ66名が受講	地域における子どもの参加を進めるための人材の育成を行い、実践を通して子どもの参加等の理解促進を図る。	/		◆教員研修（10年経験者）： 10年経験者を対象に、実施し、66名が参加	/
		◆公開授業（社会科）： 小中学校各1校で実施し、一般市民や学校関係者の延べ48名が参加	子どもの権利の理念を生かした教育の普及啓発を図る。			◆札幌市小中学校教育課程研究協議会： 中学教員183名、小学校教員371名が参加（全小中学校が参加）	
		◆公開授業（ピア・サポート）： 中学校1校で実施し、一般市民や学校関係者の延べ49名が参加				◆子どもの権利に関する教育研究協議会： 授業実践グループとピア・サポート実践グループに分かれ、教材の開発や指導方法の工夫等について調査研究を行った。	
◎啓発事業： 子ども向けのイベント（エネフ・ラブワーク、友遊キッズランド、子育てフェスティバル）とタイアップし、パネル展や子ども向けのゲームコーナーを開催	参加者に子どもの権利について触れる機会を設ける。	(同左)		◎ホームページ（庁内版子どもの権利ウェブ）： 条文解説や子どもの権利推進アドバイザー制度等を掲載	条例に基づく市政における子どもの権利に関する取組について庁内の情報共有を図る。		
◎子どもの権利の日事業： ・来場者数延べ260名人 ・啓発作品の募集に対し、子どもから199点の応募 ・17事業を庁内の冠事業として連携して広報を実施	子どもの権利についての普及を進め、市民の関心を高めるとともに、他部署との連携など、この日を契機とした普及啓発活動を進める。	(同左)		/			
◎ホームページ（子どもの権利）： 条例や子どもの権利委員会の活動内容や子どもの権利に関する資料を掲載	子どもの権利に関する情報を広く発信する。	◎ホームページ（キッズページ）： 小・中学生向けのサイトを設置	子どもの権利に関する子ども向けの情報を広く発信する。				
◆ホームページ（子どもの権利に関する教育）： 子どもの権利に関する指導の手引や実践研究の取組を掲載							